さけ・ますの密漁について

河川内等の内水面及び禁止区域が設定されている河口域でのさけ・ますの採捕は、法令・規則により全面禁止されています。

海や川でさけ・ますを違法に採捕すると、法律や規則で罰せられます。違反者はその内容に応じ、法令により最高３年以下の懲役、または200万円以下の罰金を受けることがあります。

違反防止のため、さけ・ます釣りを含む遊漁を行う場合は、北海道が発行している「フィッシングルール2013ルール＆マナー」等により事前に禁止事項等を確認してください。ホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ggk/ggs/turi-r-m/rule-manner.htm）でもご覧いただけます。

密漁者を発見した場合は、最寄りの警察署・海上保安部・振興局水産課・漁業協同組合に連絡してください。

◎連絡先

留萌警察署	☎42－0110
留萌海上保安部	☎42－9118
留萌振興局水産課	☎42－8471
新星マリン漁業協同組合臼谷支所	☎56－2052
鬼鹿支所	☎57－1041
小平町経済課商工水産係	☎56－2111

10月は「土地月間」、10月１日は「土地の日」

土地は、国民のための限られた貴重な資源です。

将来の子どもたちのため、明日の豊かな暮らしのためにも土地の有効利用が大切です。

土地の有効利用の実現のためには、国や地方公共団体ができる限りの取り組みを行うことはもちろんですが、何よりも土地に関する施策に対する国民の皆さんのご理解とご協力が不可欠です。

このような観点から、毎年10月を「土地月間」、10月１日を「土地の日」と定め、土地に関する基本理念の普及・啓発活動の充実を図っています。

この機会に、豊かで安心できる住みよい社会を築いていくために、ぜひ一度土地の有効利用について考えてみませんか。

◎実施主体　国土交通省、地方公共団体、土地関係団体等

「法の日」週間を迎えて ～法を身近に感じてみよう～

10月１日は、法の日です。法の日は、国民の皆さんに法の役割や重要性について考えていただくきっかけとなるようにと、裁判所・検察庁・弁護士会の協議で提唱され、昭和35年に政府によって「国をあげて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるための日」として定められました。

法は、個人と個人との自由の調和を図り、安定した社会生活を送れるようにする役割を果たしています。また、国に対し法に従って権限を行使するように命じることによって、国による権限行使が適正な内容と手続の下で行われるようにし、国民の権利を守るという役割も果たしています。

のぞいてみてください。法を身近に感じていただくために、裁判所・法務省・検察庁・弁護士会では、10月１日からの１週間を法の日週間とし、毎年、全国各地で各種の行事を実施しています。裁判所では、全国各地で法や裁判手続に関する説明会や見学会等の催しを行う予定です。

日々わたしたちを取り巻く社会は変化し、生活の様々な場面で法の果たすべき役割がこれまで以上に重要となってきています。一人ひとりが法や裁判への理解を深めることは、社会の中でそれぞれの自由を尊重しながら、安心して暮らせる社会作りに役立つものと考えます。この機会にぜひ、法や裁判について考えてみてください。

各地の催しは、裁判所ウェブサイト（http://www.courts.go.jp/）で紹介しています。

国民の皆さんが刑事裁判に参加する裁判員制度は、施行から４年が経過し、今までに多くの方々が裁判員または補充裁判員を経験されました。裁判員制度の実施状況や裁判員等経験者に対するアンケート結果等は、裁判員制度ウェブサイト（http://www.saibanin.courts.go.jp/）で紹介しています。

◆市民講座のお知らせ

10月21日（月）13時30分から15時まで、旭川地方・家庭裁判所において市民講座を開催しますので、ふるってご参加ください。

詳しくは、裁判所ウェブサイトをご覧ください。

◎問い合わせ先

旭川地方裁判所事務局総務課文書係

☎0166－51－6255